



# 平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

## ◎岡山県告示第九十三号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 認定年月日

平成二十九年二月十六日

### 二 主催者の名称等

#### 1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

#### 2 主催者の主たる事務所の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

#### 3 受講の申込の受付日及び受付場所

講習会の当日に会場で受け付ける。

### 三 講習年月日及び開催場所

講習年月日	開催場所
平成二十九年四月十九日（水）	岡山市
平成二十九年四月二十六日（水）	津山市
平成二十九年五月十八日（木）	倉敷市
平成二十九年五月二十四日（水）	岡山市
平成二十九年六月七日（水）	岡山市
平成二十九年七月六日（木）	倉敷市

平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

平成三十年二月二十一日(水)	平成三十年二月十四日(水)	平成三十年一月二十四日(水)	平成三十年一月十五日(月)	平成二十九年十二月十五日(金)	平成二十九年十二月六日(水)	平成二十九年十一月二十二日(水)	平成二十九年十一月十五日(水)	平成二十九年十月十六日(月)	平成二十九年十月四日(水)	平成二十九年九月二十二日(金)	平成二十九年九月十三日(水)	平成二十九年八月三十日(水)	平成二十九年八月二十一日(月)	平成二十九年七月十九日(水)
笠岡市	岡山市	倉敷市	岡山市	岡山市	津山市	倉敷市	岡山市	岡山市	高梁市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	岡山市

平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

平成三十年三月七日(水)	倉敷市
平成三十年三月十四日(水)	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間

五 受講料

八千円

◎岡山県告示第九十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（ニーフルオロフェニル）ー三ーメチルモルフォリン（通称名ニーフPM）及びその塩類

2 Nー（ーアダマンチル）ーー「（テトラヒドロー二Hーピランー四ーイル）メチル」ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 一）及びその塩類

3 Nー（ニーアダマンチル）ーー「（テトラヒドロー二Hーピランー四ーイル）メチル」ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA ニーadamantyl isomer、ATHPINACA isomer 二）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十九年二月二十五日から施行する。

# 平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

## ◎岡山県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービス プレド笑夢

#### 2 所在地

岡山県総社市駅前二丁目一三一三三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社エム

#### 2 所在地

岡山県総社市秦三三二番地一

### 三 廃止年月日

平成二十九年二月二十八日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一〇六四

### 五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

# 平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

## ◎岡山県告示第九十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 都窪郡 浅口郡 小田郡 真庭郡 苫田郡 加賀郡	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

### 二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市南区彦崎字明石三二六の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
新見市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新見市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
新見市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新見市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

## ◎岡山県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市下皆部字南七四七番地先から 真庭市下皆部字植木平八〇五番一地先ま で		旧		五・〇 一〇・〇	一四九・六
真庭市下皆部字南七四七番地先から 真庭市下皆部字植木平八〇五番一地先ま で		新		七・一 三一・〇	一四九・六
		別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 御津佐伯線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

<p>赤磐市山口字伊田岨二一九四番一地先か ら</p> <p>赤磐市山口字八ツ塚二二〇六番四地先を 経て</p> <p>赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで</p>	<p>赤磐市山口字伊田岨二一九四番一地先か ら</p> <p>赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで</p>	<p>赤磐市山口字伊田岨二一九四番一地先か ら</p> <p>赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで</p>
<p>旧</p>		<p>新</p>
<p>七・〇 〃 二九・〇</p>	<p>六・五 〃 二九・〇</p>	<p>一六・五 〃 六二・〇</p>
<p>五五〇・〇</p>	<p>五八〇・〇</p>	<p>五四〇・〇</p>

平成29年2月24日 岡山県公報 第11866号

◎岡山県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
御津佐伯線	北房井倉哲西線	路線名	真庭市下皆部字南七四七番地先から 真庭市下皆部字植木平八〇五番一地先まで  赤磐市山口字伊田岨二一九四番一地先から 赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで	平成二十九年二月二十四日

◎岡山県選管告示第十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中「岡山市北区伊福町一―一七―一八」を「岡山市北区国体町二―二五」に、「川崎医科大学附属川崎病院」を「川崎医科大学総合医療センター」に、「岡山市北区中山下二―一―八〇」を「岡山市北区中山下二―六―一」に、「岡山市東区西大寺中野本町八―四―一」を「岡山市東区金岡東町一―一―七〇」に改め、表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム健康園」を「特別養護老人ホーム中野けんせいえん」に、「岡山市東区吉原二三一」を「岡山市東区西大寺中野六七七一」に改める。